

備後地方に根づく吹き放し堂に関する研究

無漏田 芳信* 酒井 要*

A Study on Pavilion with Four Pillars and No Wall in Bingo District

Yoshinobu MUROTA * Kaname SAKAI *

ABSTRACT

The pavilions called Tuji-Dou, Yotsu-Dou and so on, which have four pillars and no wall, exist actually in Bingo District, but the origin of the outlines has not been made clear yet. Such pavilions widely exist even in Chugoku and Shikoku District except for Bingo District, and have similarities at their outlines and uses.

To begin with, we surveyed the actual condition of their geographical areas and the name in each region, in order to grasp the characteristics of their geographical distribution. Then, we investigated the descriptions of common name and form about Dou without wall throughout historical documents of municipalities of Bingo District and so on, and grasped the origin of the outlines and the reason why various pavilions have been called Tuji-Dou.

(1) The name called Tuji-Dou is only Chugoku District. Particularly, the pavilions exist densely in most of Bingo and Bitchu District, and in a part of Inaba, Houki, Suou and Nagato District. The pavilions called Cha-Dou only in Shikoku District exist densely in the border with Iyo and Tosa District, and in a part of the west Awa District.

(2) The Tuji-Dou is a generic name of the various pavilions by the roadside in Bingo District, because each ancient document at the Edo period has only one name about Tuji-Dou. The some errors of historical documents of part of municipalities are caused by the quotation from the chronicle of Numakuma histories. In our viewpoint, the old style of Tuji-Dou in Bingo District is Yotsu-Dou which has four pillars and no wall.

キーワード：吹き放し堂、呼称、建物形態、地理的分布、市町村誌、古文書、備後地方

Keywords : pavilion, common name, form of building, geographical distribution,

historical documents of municipality, ancient document, Bingo District

1. はじめに

備後地方に数多く現存している吹き放し堂は、写真1に示すように、四本柱に四方または三方が吹き放しの簡素な建物で、床が張られ、正面奥上部に祭壇を設けて仏教系の祭祀仏が祀られている場合が大半である。この吹き放し堂は一般的に辻堂と呼ばれているが、地元では単に堂やお堂と呼ばれることが多く、祭祀仏名を冠した地蔵堂や観音堂とか、場所名

を冠した○×峠の堂と呼ばれることも少なくない。このほか、四つ堂、憩亭、休み堂などの呼称も聞かれる。中でも、四つ堂の呼称は四本柱という形態的な特徴に由来しており、四つ堂には祭祀仏はもともとなく、あとになって村人たちが勝手に持ち込んだという話も聞かれる。いずれにしても、小規模な吹き放しの堂で形態が酷似していたことから、この種の吹き放しの堂の総称として辻堂という名称が使わ

* 建築学科

れるようになり、今日に至ったことが想起される。

吹き放し堂には、筆者らの備後地方の沼隈半島などにおける現地調査（文-1、文-2参照）では、写真2のような形態の堂が現存していることが判明している。この備後地方の吹き放し堂と似た形態や性格の堂が、瀬戸内海を隔てた伊予・土佐地方にも数多く現存している（文-3参照）。これは茶堂と呼ばれ、写真3のような四方吹き放しで「四国遍路の盛んになった17世紀末頃から弘法大師へのご恩返しのために建立され、お遍路さんや旅人の接待や信仰・休憩場所などに利用された」といわれている。

本研究では、以上のような点をふまえ、備後地方における吹き放し堂の性格や形態などの固有性を明らかにするため、まず中四国地方における吹き放しの堂の現存状況や呼称などを検討した。次に、備後・備中地方の吹き放し堂に関する文献から、呼称、形態、用途に関する記述を抽出し、その史的考察を行うことによって吹き放し堂の本来的な姿を探るとともに呼称が混在した背景を探ろうと試みた。

四方または三方が吹き放しの堂の現存状況や呼称に関するアンケート調査は、中四国地方9県の全市町村の534教育委員会を対象に行い、1996年末現在で約9割に当たる470市町村から回答が得られた。また、吹き放し堂に関する文献調査は、備後・備中地方の県史、郡誌、市町村誌・史（以下、市町村誌と称す）、および明治以前の古文書を対象とした。

2. 中四国地方における吹き放し堂

2. 1 吹き放し堂の県別現存状況

調査票の県別回収状況と辻堂や茶堂などの吹き放し堂の現存状況は、表1の通りである。四方または三方を吹き放した4本柱の堂が現存している市町村は158で、すでに消滅してしまった市町村は31を数える。残りの274市町村では、4本柱の吹き放し建物は存在しないという回答が寄せられた。したがって、470市町村のうち約4割に当たる189市町村において吹き放し堂の存在が確認されることになる。

吹き放し堂の現存状況を、県別に回答の得られた市町村数に対する比率みると、広島県が半数を超える42市町村と最も多くなっている。次いで、岡山県が半数近くの33市町村と続き、鳥取県も岡山県とほぼ同様である。しかし、山口県や愛媛県では約1/3の市町村となっており、残りの県は多くても2割程度にとどまり、特に香川県は約1割と少ない。

2. 2 吹き放し堂の国（地方）別現存状況

吹き放し堂の地域分布を理解する場合、その存在の歴史性を考慮すると、現在の行政単位よりも江戸時代などに使用された国単位（現在も地方名として

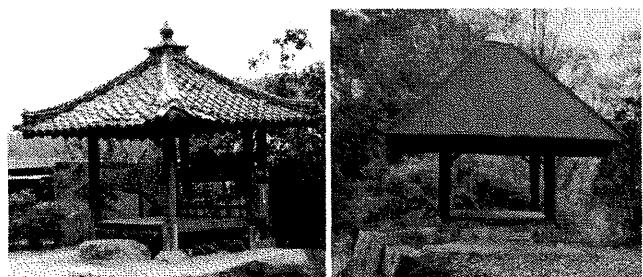


写真1 備後地方に現存する吹き放し堂の例



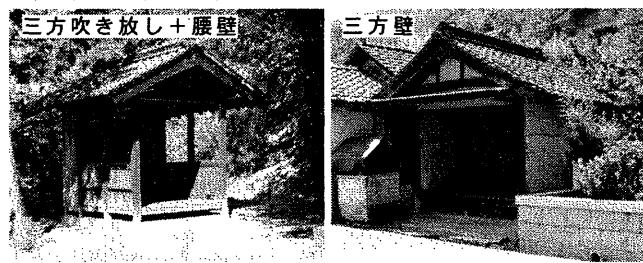
四方吹き放し

四方吹き放し + 補助柱



三方吹き放し

三方吹き放し + 補助柱



三方吹き放し + 腰壁

三方壁



写真2 備後地方における吹き放し形態



写真3 伊予・土佐地方の茶堂の例

表1 調査票の回収状況と吹き放し堂の現存状況

県名	市町 村数	回収市 町村数	回収率 (%)	現存		消滅		なし	
				市町村	(%)	市町村	(%)	市町村	(%)
岡山県	78	73	93.6	33	45.2	6	8.2	34	46.6
広島県	86	79	90.7	42	53.1	4	5.1	32	40.5
山口県	56	50	89.3	17	34.0	3	6.0	28	56.0
鳥取県	39	32	82.1	14	43.8	1	3.1	17	53.1
島根県	59	43	72.9	10	23.3	-	-	32	74.4
香川県	43	35	81.4	3	8.6	5	14.3	26	74.2
愛媛県	70	67	95.7	22	32.8	4	6.0	41	61.2
徳島県	50	48	96.0	9	18.8	3	6.3	34	70.8
高知県	53	43	81.1	8	18.6	5	11.6	30	69.8
総計	534	470	88.0	158	34.0	31	6.6	274	58.3

使われている)に検討する方が適切と判断される。そこで、図1に示す中四国地方の国名を用いて、吹き放し堂の地域分布について考察することとした。

この国ごとに吹き放し堂の現存状況別市町村割合を図2に示したが、その際、現在の市町村区域が複数の国にまたがる場合は含まれる区域面積の最も大きい国名に代表させた。また、図3には、中四国地方における吹き放し堂の地理的広がりを示した。

吹き放し堂が濃密に存在しているといわれる備後と備中を図2よりみると、昔みられた市町村を含めると備後は9割弱、備中は8割強と高い値を示している。このように、ほかの地方とは異なり、吹き放し堂はほぼ全域に広く分布していることがわかる。

備後の西に位置する安芸では約3割の市町村にしか吹き放し堂は現存していないが、図3をみると、備後に近い市町村に現存する場合が多いといえる。また、備中と隣接する美作でも備中に近い市町村に吹き放し堂が現存する傾向がみられ、備後・備中を核とした吹き放し堂文化の広がりをうかがわせる。

美作・備後の北側にある因幡では4割強の市町村に、また伯耆でも同じく4割強の市町村に現存しており、吹き放し堂が比較的多い地方といえる。吹き放し堂が現存する地理的広がりを図3よりみると、

大山以東の市町村において特に多いことがわかる。

周防では吹き放し堂が昔みられた市町村も含めると、4割強の市町村、長門でも同じく1／3の市町村で吹き放し堂の存在が確認された。吹き放し堂が現存する市町村の地理的広がり方は、山口を中心としたものとなっている。また、周防東部の安芸に接する市町村にも多くみられている。これに備前における現存状況も勘案すると、備後・備中を核とした旧山陽道沿いに吹き放し堂の広がりがうかがえる。

一方、茶堂と呼ばれる吹き放し堂が多くみられる四国地方を図2よりみると、伊予では現存している市町村の占める割合は約3割にとどまり、それほど吹き放し堂が多い数字とはいえない。しかし、図3に示したように、伊予南部の内陸部に吹き放し堂の現存する市町村が集中していることがわかる。この伊予における吹き放し堂の市町村分布は、土佐西部の山間部にも広がっており、備後・備中と同様に、吹き放し堂文化の広がりがみられる地域となっている。そのほかの四国地方では全般的に吹き放し堂が現存している市町村は少ないが、四国東部の阿波にある剣山北側には現存する市町村がみられている。

以上のように、中四国地方において、辻堂または茶堂と呼ばれる4本柱の吹き放し堂が濃密に現存し

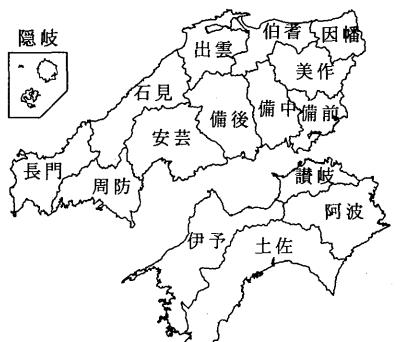


図1 中四国地方の国名

地区	消失 (%)
美作	なし
備前	18
備中	現存
備後	33
安芸	46
周防	28
長門	不明
因幡	22
伯耆	14
出雲	18
石見	20
讃岐	23
伊予	35
阿波	67
土佐	48
	43

図2 国名(地域)別の現存状況

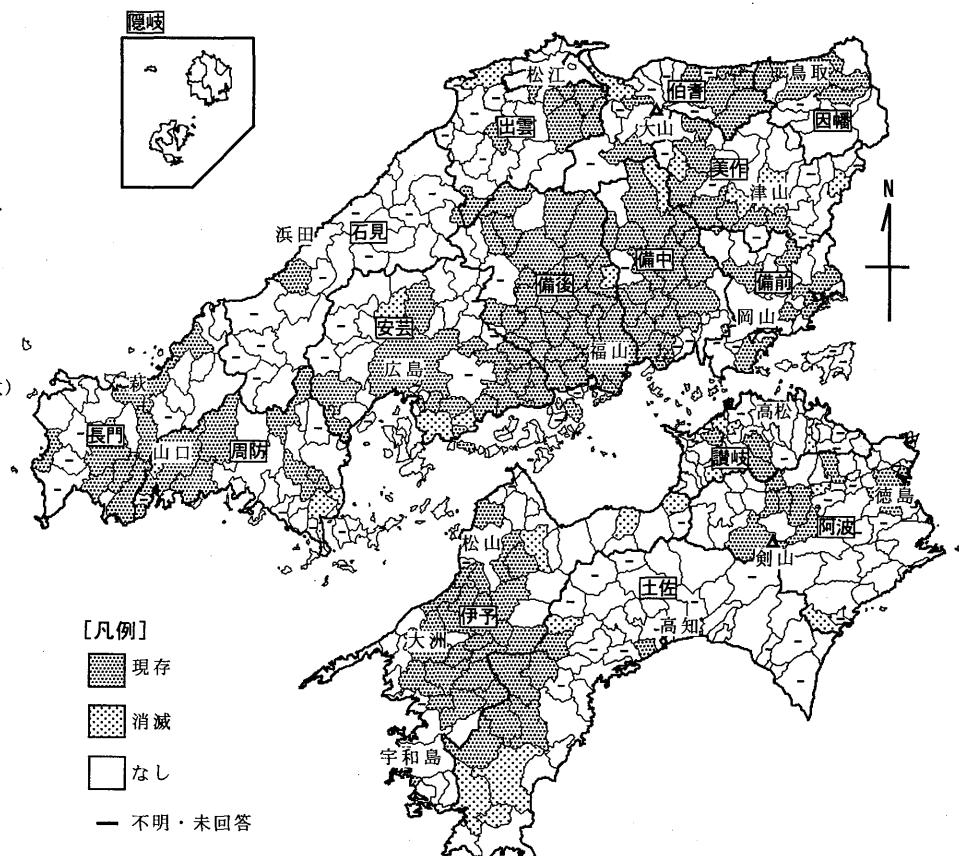


図3 中四国地方における吹き放し堂の現存状況と地理的な広がり

ている地理的広がりは、備後・備中を中心とした地域と伊予・土佐の山間部を中心とした地域に指摘される。すなわち、中国地方では備後・備中を起点に山陽道などの旧街道沿いに現存する市町村が広がっているのに対し、四国地方では伊予・土佐、または阿波の山間部一帯に現存する市町村が集まっていることが、吹き放し堂の地理的分布の特徴といえる。

2. 3 吹き放し堂の呼ばれ方と概観

調査対象とした四方または三方吹き放しの簡素な建物を、備後では辻堂、伊予では茶堂と一般的に呼ばれているが、ここでは調査から得られた地元での呼ばれ方を、前述の国別に再検討することとする。

この吹き放し堂の地元での呼ばれ方について、表2に国別の数値表を、図4に国別の構成割合をそれぞれ示し、その地理的分布状況を図5に例示した。

これらをみると、辻堂と呼ばれている方が最も多く、中四国全域にみられており、最も一般的な呼び方といえる。また、単にお堂という簡略化された呼ばれ方も、辻堂と同様にかなり広い範囲で使われていることがわかる。これに対し、茶堂という呼ばれ方は、中国地方では備中の1箇所しかみられず、ほとんどが伊予・土佐に集中しており、四国地方での特有な呼称と考えられる。また、四つ足堂という呼ばれ方も四国地方特有なものであり、特に讃岐や阿波においてよく使用されている。この四つ足堂に類似した四つ堂という呼ばれ方もあるが、四つ堂は備中・備後・因幡などで使われている呼称である。

備後地方でも、福山市や三原市では、辻堂よりも四つ堂と呼ばれることが多い。しかも、冒頭で述べたように地名を冠に付け「○△の四つ堂」「△×のお堂」という呼ばれ方がされることが少なくない。したがって、辻堂は公的な呼称として使われ、日常的には「△×のお堂」などの俗称が使われている。

このように形態・用途が酷似している吹き放しの建物でも、呼び方には地方性がみられている。写真4には、備後地方と同じ辻堂という呼ばれ方がされる長門の辻堂を例示したが、右側は備後や伊予などではみられない規模の大きいものである。また、写真2の茶堂以外の伊予・土佐の例を写真5に掲げたが、屋根形式などの外観には地方性がうかがえる。

筆者らの調査では、写真6に例示するように、辻堂の外観は、例えば、柱の太さが細くされたり、細工が簡素化され、茅・藁葺きからトタン葺きに変更されるなど、再建の際に変化がみられることが少なくない。これは茶堂においても同様である。このように、年月を重ねると屋根材料の変更などで形態的な変化も起きていると考えられことから、茅・藁葺きのものが昔の外観をよく伝えているとみられる。

表2 吹き放し堂の地元での呼ばれ方

呼ばれ方 国名	辻堂	茶堂	お堂	四つ堂	四足堂	祭祀名	地蔵堂	大師堂	薬師堂	觀音堂	不明	総計 (市町村)
美作	2	-	-	-	-	-	-	3	1	2	3	8
備前	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	2
備中	13	1	4	1	-	-	-	1	1	1	2	21
備後	16	-	3	2	-	-	-	-	1	1	4	24
安芸	7	-	4	-	-	-	1	-	-	1	2	15
周防	5	-	-	-	-	-	2	-	1	1	4	8
長門	3	-	1	-	-	-	-	-	1	1	1	7
因幡	6	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	6
伯耆	2	-	4	-	-	-	-	-	-	2	1	8
出雲	1	-	2	-	-	2	1	-	1	-	1	8
石見	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1
讃岐	2	3	-	-	1	-	-	-	-	-	2	6
伊予	5	11	3	-	1	-	1	4	1	-	4	22
阿波	1	-	1	-	1	1	1	-	1	1	4	8
土佐	2	8	1	-	-	-	-	2	-	-	1	12
総計 (市町村)	67	23	23	4	3	3	7	10	8	10	32	156

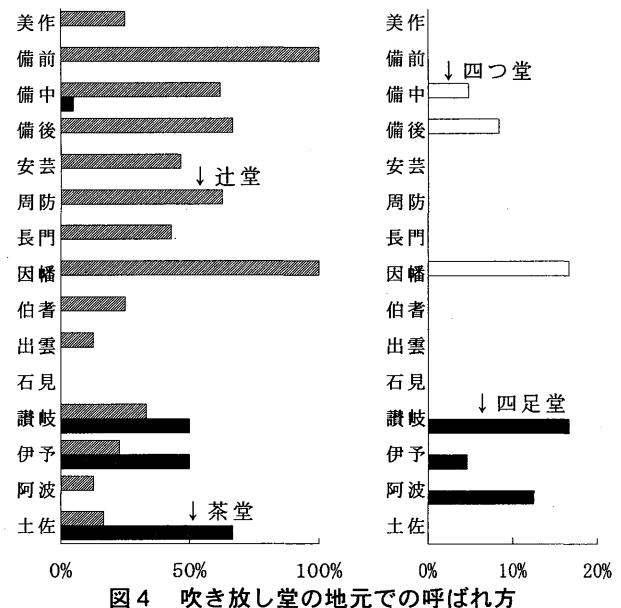


図4 吹き放し堂の地元での呼ばれ方

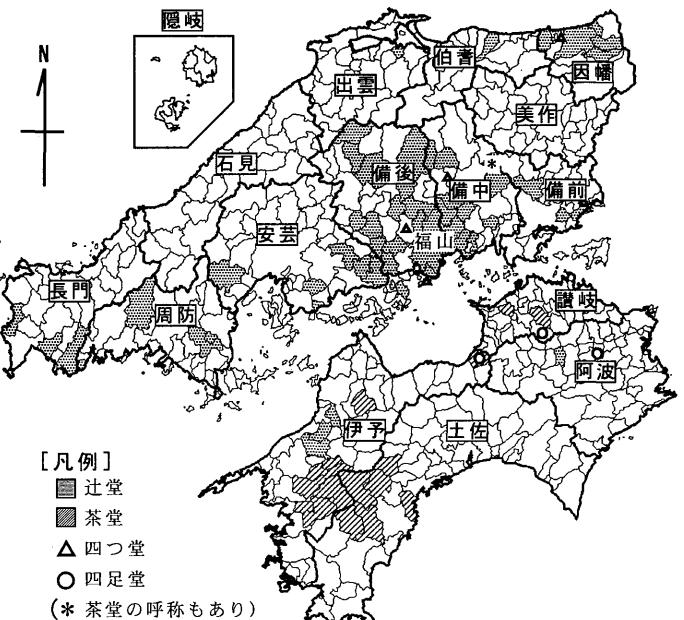


図5 吹き放し堂の地元での呼ばれ方の地理的分布

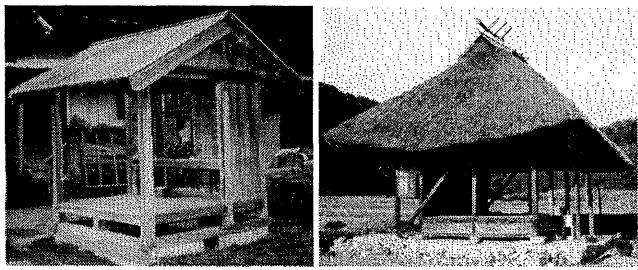


写真4 長門地方の辻堂例



写真5 伊予・土佐地方の茶堂例

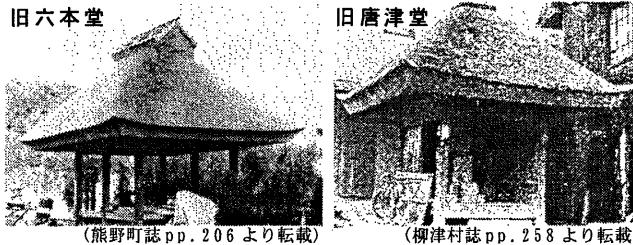


写真6 備後地方の辻堂の再建による外観変化

3. 備後地方の吹き放し堂に関する市町村誌の記述

3. 1 呼称に関する記述内容

吹き放し堂に関する記述のある市町村誌は、図6に示すように、備後地方の9市町と備中地方の7市町で、江戸初期の水野藩を中心とした地域である。関係の文献総数は、県史や郡誌や市町村誌に調査報告書なども含めると、表3のように33冊を数える。なお、福山市史には吹き放し堂に関する記述はないが、合併前の町村誌6冊には記述がみられている。

表4は、市町村誌に記述されている吹き放し堂の呼称を整理したものである。同表よりみると、単に辻堂としている市町村誌が多く、次いで四つ堂となっており、茶堂や憩亭などはごくわずかであることがわかる。呼称の混在は、浦崎村誌の「四つ堂又は辻堂と云われ」や引野町誌の「今日多くの四ツ堂（憩亭）が現存し」のように名称が併記されていることから指摘できる。ただし、辻堂は一般に道端に建つ仏堂全般を指す言葉で、四国では辻堂は回廊をも

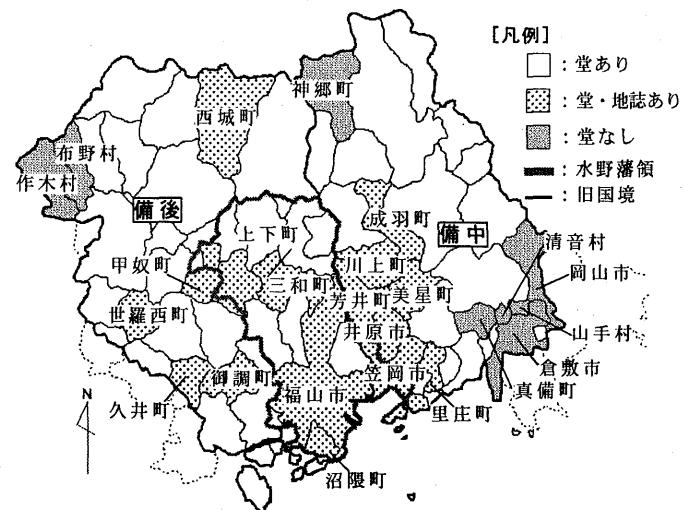


図6 吹き放し堂に関する記述のある備後・備中の市町村

表3 吹き放し堂に関する記述のある備後・備中の地誌数

地方	県史	郡誌	市町村誌(史)	市内町村誌	調査報告書	伝記	総計(冊)
備後(36市町村)	1	3	6	8	7	1	26
備中(30市町村)	-	-	5	-	2	-	7
総計(冊)	1	3	11	8	9	1	33

表4 備中・備後地方における吹き放し堂の呼称

呼称	市町村誌などの資料名
辻堂	広島県史 民俗編(昭和53年)、鶴方町史(昭和60年)、川上町史 地誌編(平成3年)、農村のコミュニティ調査報告書(昭和47年)、福山市熊野町誌(昭和59年)、御調の辻堂(昭和60年)、文化財ふくやま第20号 辻堂調査の中間報告(昭和60年)、郷土32号 西城町の辻堂(昭和60年)、世羅西町誌(平成3年)、福山市金江町誌(平成4年)、郷土の辻堂(三和町)(平成5年)、久井町誌(平成9年)、久井町文化財百選(第2集)(平成6年)
辻堂、堂	三和町誌(平成6年)
辻堂、茶堂	深安郡広瀬村誌(平成6年)
辻堂、四つ堂	岡山県美星町史 通説編(昭和51年)
四つ堂	沼隈郡誌(大正12年)、神石郡誌(昭和2年)、山南村誌(昭和32年)、柳津村誌(昭和33年)、赤坂村誌(昭和42年)、笠岡市史(平成8年)
四ツ堂(憩亭)	福山市引野町誌(昭和61年)
四つ堂、堂	成羽町史 民俗編(平成3年)
四つ堂、辻堂	浦崎村誌(昭和59年)
堂	中国地方の民家(昭和41年)、井原の辻堂(昭和57年)、御調町史(昭和63年)、上下町史 民俗編(平成3年)、芦品郡誌(昭和元年)、甲奴町郷土誌(昭和61年)
堂、四つ堂	吉井町の文化財 第5集 辻堂(平成4年)、やまの -福山市山野町の民俗-(平成2年)

〈地元で辻堂とは呼ばれない記述のある市町村誌〉

記述内容(抜粋)	資料名
・所在部落の人たちはほとんど「辻堂」とはいわず、全て「お堂」ということであった	井原の辻堂
・「辻堂」といういい方はほとんどしない。改まった時に「四つ堂」というが、平素は単に「堂」といい…	やまの -福山市山野町の民俗-
・「辻堂」という呼び方は、芳井町ではありません。単に「堂」とか、少しあらたまって「四つ堂」と呼ばれるのが一般的	吉井町の文化財 第5集 辻堂

つ扉で覆われた仏堂のことをいい、伊予地方などに現存している吹き放しの茶堂とは区別されており、ここでいう備後地方の辻堂とは趣が異なっている。

3.2 形態に関する記述内容

各市町村誌において、前述のような呼称の混在がみられているが、他方で、吹き放し堂の形態に関する記述内容もさまざまである。この市町村誌より、吹き放し堂の形態に関する記述内容を抽出すると、表5に示すように整理できる。中には、写真しか掲載されていないものもあり、吹き放し堂の詳細な形態を記述した市町村誌はあまり多いとはいえない。

吹き放し堂の形態に関する記述内容を表5よりみると、堂は概ね四本柱で構成され、四方吹き放しの床板張りとされていることがわかる。しかし、やまの（福山市山野町）では「だれでもが容易に休めるように、四本の柱があるだけで、少なくとも三方には囲いはない」となっており、必ずしも四方吹き放しの形態だけを特定していないことが読み取れる。

堂の平面（間口・奥行）寸法は、備後地方の場合には市町村誌によって幅がみられている。例えば、広島県史では堂の構造は「多くが二間四方で、四本柱を建て、屋根は草葺き、寄せ棟づくりというのが通例である」とされている。また、御調町史には「一般的には境内・堂宇とともに普通の寺院にかわらないものから、境内1坪に足らず、堂宇方2~3尺のものまでさまざまであった」とある。しかし、備中地方の市町村誌では、成羽町史の「お堂は、一間（180cm）又は、一間半四角の規模で作ってあり」というように堂の平面規模は1間四方程度という記述しかみられず、規模的な見解はほぼ一致している。

屋根の形態とその仕上げ材料としては、「現在では宝形造で瓦葺きが多くみられているが、昔は寄棟で草葺きのものが多い」という記述が少なくない。写真7に、各市町村誌に代表的な堂の例として掲載されているものを掲げた。この写真からも、かつては寄棟で草葺きの堂が多かったことがうかがえる。

このように、市町村誌などから吹き放し堂の昔の形態を探ると、四本柱で1間平面・四方吹き放しで草葺きの寄棟という姿が最も想起されるが、必ずしも統一的な見解とはいがたいことが指摘される。

3.3 用途に関する記述内容

表6は、市町村誌に記述されている吹き放し堂の用途を整理したものである。これをみると、吹き放し堂の用途としては、集落の集会所が22例中16例と最も多くの市町村誌であげられ、次いで旅人の休憩所が12例、茶接待が10例と続いている。これらは、いずれも集落や旅人などの憩いや集いの場としての用途に集約される。このほかに、信仰・祈願として

表5 市町村誌における吹き放し堂の形態

旧国区分	総称	資料名	構造形態				平面寸法 (間口・奥行)	屋根形	
			四本柱	床板張り	四方吹き放し	祭壇			
備後	辻堂	福山市熊野町誌	○	—	—	○	—	—	—
		文化財ふくやま第20号辻堂調査の中間報告	○	—	○	—	1間 (6~9.5尺)	—	○
		郷土32号 西城町の辻堂	○	—	○	—	—	—	—
		三和町誌	○	○	○	○	—	前入 後切	宝
		広島県史 民俗編	○	○	○	—	2間	—	寄
	辻堂、茶堂	深安郡広瀬村誌	○	—	○	○	—	—	—
		四ツ堂 神石郡誌	—	—	—	—	2尺~2間	—	—
		堂 御調町史	—	—	—	—	2尺~ 寺院並	—	—
	堂、四つ堂	上下町史 民俗編	○	○	○	—	半間~2間	—	—
		やまのー福山市山野町の民俗ー	○	—	▲	○	1半間	今	昔
備中	辻堂 鶴方町史	○	—	○	—	—	—	○	○
	辻堂、四つ堂	岡山県美星町史 通説編	○	—	—	○	1間~ 1間半	—	—
		成羽町史 民俗編	—	—	—	—	1間~2間	—	寄
	堂 井原の辻堂	○	○	○	—	—	1間	—	○
	堂、四つ堂 吉井町の文化財 第5集 辻堂	○	—	○	—	—	1間	—	○

【凡例 ○：記述有り ▲：三方以上吹き放し 前入後切：前方入母屋後方切妻 寄：寄せ棟 宝：宝形 今：現在の形態 昔：過去の形態 —：記述なし



写真7 市町村誌に掲載された吹き放し堂の例

の用途が1/3以上の市町村誌で記され、集落の共有物の保管としての用途が4例でみられている。しかし、虫送りやお日待ちなどの農作業に関連する用途の記述は備後地方の市町村誌にとどまっている。

このように吹き放し堂には憩い・集い空間と祭祀空間という2つの用途が読み取れる。この点に関しては伊予・土佐地方の茶堂でも同様である。

表6 市町村誌における吹き放し堂の用途

旧国区分	総称	資料名	茶接待	集落の集会所	共有物の保管	農作業関連	旅人の休憩所	信仰・祈願
備後	辻堂	福山市熊野町誌	—	○	—	○	○	—
		御調の辻堂	—	○	—	—	—	○
		郷土32号 西城町の辻堂	○	○	—	—	—	—
		文化財ふくやま第20号辻堂調査の中間報告	—	○	○	—	○	—
		世羅西町誌	—	○	—	○	—	○
		郷土の辻堂（三和町）	○	○	—	—	○	—
		三和町誌	○	○	—	—	○	—
		久井町誌	—	○	—	○	—	○
		広島県史 民俗編	—	○	—	—	○	—
		辻堂、茶堂 深安郡広瀬村誌	○	—	—	—	○	—
	四つ堂（憩亭）	福山市引野町誌	—	○	—	—	—	○
		四つ堂、辻堂 浦崎村誌	○	—	—	—	—	—
		堂 御調町史	—	○	—	—	—	—
		上下町史 民俗編	○	—	○	—	○	—
備中	堂、四つ堂	やまと一福山市山野町の民俗	—	—	○	○	—	○
		鴨方町史	○	○	—	—	—	○
		川上町史 地誌編	○	—	—	—	○	○
	四つ堂	岡山県美星町史 通説編	—	○	—	—	—	—
		成羽町史 民俗編	○	○	—	—	○	○
		笠岡市史	—	—	—	—	○	—
	堂 井原の辻堂	—	○	—	—	—	○	—
	堂、四つ堂 吉井町の文化財 第5集 辻堂	○	○	○	—	○	—	—



写真8 備後地方の吹き放し堂における現在の使われ方

4. 備後地方における吹き放し堂の史的考察

4. 1 吹き放し堂の呼称と創建伝承との関係

備後地方における辻堂の創建由来としては「福山藩初代藩主の水野勝成侯が、かつての流浪時代に憩亭の便宜を感じて、旅人の憩亭に当てるために、領内に辻堂を建てさせた」という説が一般によく聞かれる。この水野勝成侯による創建伝承は、備後地方における各市町村誌にも記載されているが、同じ勝成侯の伝承でも文献によって少し違いがみられる。

そこで、各市町村誌に明記されている参考文献に注目して、図7に示すように、その参考文献をもとに相関図を作成した。その際、市町村誌に参考文献として記されているものを実線の矢印で、参考文献の記載がない場合には抜粋した記述を破線枠で囲んだ上で、その記述内容から参考にしていると考えられる文献を破線の矢印で結んだ。この相関図を検討

すると、市町村誌の参考文献として西備名区、沼隈郡誌、広島県史という3つの流れが浮上てくる。

図8に水野勝成侯の流浪期の年譜を示したが、勝成侯は、佐々成政に仕えて九州にわたり、そして小西行長に仕えたあと、黒田長政とともに上阪の際に備後の鞆より逃亡して備後・備中地方を放浪している。勝成侯の伝承をさかのぼると、西備名区の記述が最も古く、その中には多くの市町村誌の記述にみられる「藩主になった後に辻堂（四つ堂）を建てさせた」というくだりはない。この記述が初めてみられるのは、大正12年に出版された沼隈郡誌（2重線の枠内）のくだりである。沼隈郡誌とその参考文献の西備名区の記述を対比すると、放浪時の偽称名や上阪の際に仕えていた人物名に違いがみられる。辻堂を建てさせたという記述がある市町村誌は、偽称名などに食い違いがみられることから、この沼隈郡誌を参考にしていると考えられる。ただし、この食い違いは、新しい市町村誌などでは西備名区を参考に修正されている。堂の呼称についてみると、西備名区では憩亭のみで、沼隈郡誌では憩亭と四つ堂となっているが、時代が下るにつれて辻堂という表現が頻繁に使われるようになっていることがわかる。

4. 2 古文書にみる辻堂、四つ堂、憩亭の形態

吹き放しの建物は、辻堂、四つ堂、憩亭などと呼ばれており、市町村誌では同意語のように扱われており、辻堂の形態的な区別に関する知見は得られないことが理解できた。そこで、ここでは、明治以前の古文書より吹き放しの建物像を探ることとする。

辻堂、四つ堂、憩亭の呼称の中では、この近辺における古文書をみると、辻堂という呼び方が最も古く、1594年の九州みちの記でみられるが、この文献には、板敷きという以外に形態を示す記述はない。

宝永8年の差出帳には、辻堂とともに、その数のみの記述であるが、四つ堂という呼称がみられる。この差出帳は、阿部氏が新藩主として1710年に入部した際、各村に差し出させたものである。四つ堂の形態としては、福山藩の漢学者太田全斎（1759年～1829年）による俚言集覽をみると「四堂中國辺にて路傍に小亭を置いて休息の所とするを四堂と云」と記されている。また、大阪の暁鐘成が1862年に記した雲錦隨筆には「（小豆島で）四つ堂といへるもの所々の路傍にあり、凡二間或は三間許四方四隅に柱ありて壁なし、床板を張詰或は縁あり亦は縁なきもあり、尤も棟は四方おろし、瓦葺にて堂内の方の正中に小さく仏間を設け、左右を打抜にして囲なし、其用は庚申待廿三夜待などに農民寄集りて供養をなし、通夜して酒宴を催す、平生は農民の休息所とし暴雨を凌ぐの便とす」とあり、形態がよくわかる。

■ 西偏名区 文化元年（1804年）

後父の不興を蒙り浪人して岡崎を出て都へ上り、六左衛門と名乗、[中略]故に又去て黒田長政に仕ふ、長政舟にて大坂へ登る時に、[中略]父君の家人杉野數馬、近藤彌之介両人内意を得て浪人の躰にて尋ね回り、漸々にして府の傍にて廻り逢ひ、夫より両人是を助けて關東に歸り給はん事を勧めしかども、猶父の怒り給はん事を恐れて隨ひ給はず、兎角する中、両人も貯へ盡て、勝成侯を憩亭に休息せしめ、二人在家に入れて助力を乞ふ、時に夏の初めにて青麥（むぎ）を施すを受けて彼處に歸り、澁紙しきて乾置（かわかしおき）、又他に行て助力を乞ふ。

■ 沼隈郡誌 大正12年（1923年）

勝成もって、六右衛門と偽称して漂浪せし時、佐々成政に従ひ上阪の途中、鞆より亡命せり。父忠重は一旦勘当せしもの寄る年波に心細く、諸代の臣・杉野數馬・近藤彌之助両人に命じ密に勝成を西国に探さしむ。二人はそれからそれへと尋ねあぐみし末、漸く神辺駅にて出会い、頻りに帰国を進めしが、勝成遂に容れず、やむなく三人同行して南備の山河を漂浪す。その内懐中無一物となりしが一同足を曳きずりつつ安那郡の或村落にかかりし時、空腹極に達し意気萎え果つ。頻りに休み場を欲せる時、幸ひ道傍に憩亭あるのを見てここに足を休む。勝成が領内各村に四ツ堂を建てしめ、旅人の憩亭に當てたるは、己が流浪時代に便宜を感じしより思附し遺物なり。

■ 赤坂村誌 昭和42年（1967年）

勝成曾て、六左衛門と偽称して漂浪せし時、佐々成政に従ひ上阪の途次、鞆より亡命せり。父忠重は一旦勘当せしもの寄る年波に心細く、諸代の臣・杉野數馬・近藤彌之助両人に命じて密に勝成を西国に探さしむ。二人は夫から夫へと尋ねあぐみし末、漸く神辺駅に於て出遭い頻りに帰国を勧めしが、勝成頑として遂に容れず、やむなく三人同行して南備の山河を漂浪す。その内懐中無一物となりしが、一同足を曳きずりつつ、安那郡の或村落にかかりし時、空腹極みに達し、意気萎え果つ、頻りに休み場を欲せる時、幸ひ道傍に憩亭あるを見て此所に足を休む。

勝成が領内各村に、四ツ堂を建てしめ、旅人の憩亭に當てたるは、己が流浪時代に便宜を感じしより思附し遺物なり。

■ 広島県誌 昭和53年（1978年）

備後國福山10万石の藩祖水野勝成は、若い時諸国を遍歴した。旅の途次辻堂の便宜性を身をもって経験した。元和五年（1619）福山に封ぜられたが、その政策中に四つ堂の普及があった。藩内の各村落におよそ三か所平均建てさせた。

■ 熊野町誌 昭和59年（1984年）

水野勝成いまだ福山藩主と成らぬ以前、九州下向の途中鞆津から上陸し亡命をした。名を六左衛門と偽称して地方を漂泊した。父忠重は怒って一旦は彼を勘当したが、寄る年波に心細くなり、勘当を許し諸代の臣杉野數馬と近藤彌之助両人に命じて勝成を探させた。両人は苦心の末やっとの事で神辺にて勝成と出逢うことができた。そこで二人は父君の意を伝え頻りに大和国郡山への帰国を勧めたが、勝成は頑として聞き容れなかつた。止むなく二人同行して備南の山野を歩いた。その内に懐中無一物となり、疲れた足を曳きずりつゝ安那郡のある村へ差しかかった。空腹はその極に達し、意気なえ果てたので休み場を探した。幸にも路傍に辻堂あるを見付け、そこに足を休めることができた。後日、勝成福山藩主となるに及び、領内各地に辻堂を建てさせた。即ち、己の流浪時代の便宜を思ったからであると言う。

■ 浦崎村誌 昭和59年（1984年）

勝成かゝって、六右衛門と偽称して漂浪せし時、佐々成政に従ひ上阪の途中、鞆より亡命せり。父忠重は勘当せしもの寄る年波に心細く、諸代の臣・杉野數馬・近藤彌之助両人に命じてひそかに勝成を西国に探さしむ。二人はそれからそれへと尋ねあぐみし末、漸く神辺駅にて出会い頻りに帰国を進めしが、勝成頑として容れず、やむなく二人同行して南備の山河を漂浪す。その内懐中無一物となりしがば一同足を曳きずりつゝ安那郡の或村落にかかりし時、空腹極みに達し、意気萎え果て、休み場を求めしとき、幸いに道傍に憩亭あるを見てこゝに足を休む。その後勝成福山城主となり来る。勝成領内各村に四つ堂を建てしめ、旅人の憩亭に當てたるは、己が流浪時代に便宜を感じしと。

■ 引野町誌 昭和61年（1986年）

水野勝成は若年の折、父の家臣を切り出奔し、天正15年太閤秀吉の九州島津攻めに、佐々成政の陣に加わり参戦、後九州各地の大名、小西・加藤・黒田家中に禄を受け、後黒田長政船にて大坂出仕のとき、家臣団の一員として東上、潮待ちのため船が鞆に着港せしとき、船から逃走、備後の各地の有力郷士を頼り居候としての生活を行う。その途中、国元から父の家臣・杉野數馬、近藤彌之助が国元から迎えに来る。備後、備中流浪中、夕立に遭い、近くにあった四つ堂に入り雨を避ける。このとき勝成に閑する通話が残されているが、勝成後年福山城主となつて入封後、領内各地に右のごとき四つ堂を多く建てることを奨励した

■ やまと 平成2年（1990年）

水野勝成は父水野忠重の勘気に触れ、諸国を流浪したといわれる。山野池尻瀬戸屋敷にも何日か逗留したのをはじめとし、備後、備中を流浪していた。のち、勝成が備後福山城の城主として入城した時、自分の流浪中の労苦を思い、だれでもがタダで休んだり、寝泊まりすることができるようなものをということで、この四つ堂の建設を奨めたのだということである。

■ 金江町誌 平成4年（1992年）

水野勝成が六左衛門と偽称して漂浪した時、佐々成政に従ひ上阪の途次、鞆より亡命した。父忠重は一旦勘当したもの、寄る年波に心細くなり、諸代の臣杉野勝馬・近藤彌之助両人に命じて、ひそかに勝成を西国に探さした。二人はそれからそれへと尋ねあぐんだ末、漸く神辺に於て出遭い、しきりに帰国を勧めたが勝成は頑としてきかず、やむなく三人同行して南備の山野を漂浪した。その内懐中無一物となり、一同足を曳きずりつゝ安那郡の或村落にかかりし時、空腹極みに達し、しきりに休み場をさがした。幸いに道傍に憩亭があるのを見付け、ここに足をとめて休んだ。これから、勝成が領内各村に辻堂を建てさせて、旅人の憩いの家に当たたのは、自分の流浪時代に便宜を感じたからであろう。

■ 深安郡広瀬村誌 平成6年（1994年）

水野勝成若年の頃、父忠重の家臣を切り勘当を受け出奔。天正15年（1587）豊臣秀吉の九州島津攻めの佐々成政の陣に加わり参戦、各地の大名（小西・加藤・黒田）家中で禄を受け、その後、九州より大阪へ出仕の黒田長政の舟が潮待のため鞆の津港に立ち寄ったとき舟から逃走、名前を六左衛門と偽称し、地方流浪の旅を続ける。父忠重は勘当を許し、諸代の臣杉野數馬と近藤彌之助に命じ勝成を捜索させ、備後神辺で三人は出逢うことができたが、勝成は帰郷を聞き入れず備後・備中を流浪、路銀を使ははたした時、路傍の辻堂で休息をとることができたことから辻堂の利便を感じていた。後日、勝成が福山藩主となった時、当時を追想し、領内各地に辻堂を建てさせた

[凡例] → : 参考文献として掲載された関係 - → : 参考文献の記載はないが内容から推測 □ □ : 参考文献の記述なし

図7 水野勝成候および辻堂の呼称に関する文献記述の関係

時代	室町	勝成流浪期 安土桃山										江戸			
		1564	1584	1585	1587	1588	1589	1590	1591	1596	1599	1619	1622	1639	1651
動向	岡崎に生まれる。 父忠重の家臣で桑名に在陣中、手の長い半兵衛を讒言の罪で牢に投げ、勤當される。 小牧長久の戦い	大坂で秀吉に仕える。 佐々成政に仕える。	佐々成政に仕える。 国人一揆と戦う。	佐々成政の責任を國人へ譲る。	佐々成政に仕える。	小西行長に仕える。	とらざれ切腹の許を離れる。	平定後天草五人衆反の乱	黒田長政とともに黒田長政の許を離れる。	備後流浪	備後備中流浪	秀吉の死後家康により逃亡。	勘当を解かれる。	隠居生活に入る。	没

図8 水野勝成候の年譜

発行・成立年代	書名	記述内容
1594年	九州みちの記	それより備後のともといふ浦ちかきわたりは十日あまりとゞまりぬ。[中略] いくばくもあらぬに來つきぬれど。内に入べくもおぼえで。爰もまへなりける辻堂のこぼれかゝりたるいたじきのうへに夜ふくるまでたちて。
1711年	宝永8年差出帳	芦田郡常村 「四ツ堂拾式ヶ所 但御除地鋪地壱反六畝三歩」 芦田郡高木村 「辻堂式ヶ所 敷地御除地 壱歩宛」
1712年頃	和漢三才図会	てい あばらや 亭[和名は阿婆良也] 区屋[字の示すとおりの意 味である] 助鋪[和名は古夜] ある いは比太岐也ともいう。道 傍の休憩所を亭という。 たのばんや かんから 守舍 看禾庵 [中略] △思うに、庵とは田圃の中 に仮に作った小屋である。 禾稻を刈るとき、もしにわか 雨に会えば、急いでここに納めるのである。看禾庵 は田圃の番屋で、山に近い 処に作り、猪・鹿・狼を追 い払うのである。
1759年～ 1829年?	俚言集覽	「四堂 中国辺にて路傍に小亭を置 いて休息の所とするを四堂と云」
1804年	西備名区	兎角する中、両人も貯へ盡て、勝成侯を憩亭 に休息せしめ、二人在家に入れて助力を乞ふ
1809年	福山志料	福山志料例言 憩亭ハ微少ノモノナレト モ此国ノミ多クアリテ他 国ニ稀ナルモノナレハソノ 所ト数トヲ錄ス
1862年	雲錦隨筆	「讃州艮の海中なる小豆島 【割註】讃州寒州郡に属 す。」に四ツ堂といへるもの の所々の路傍にあり、凡二 間或は三間許四方四隅に柱 ありて壁なし、床板を張詰 或は縁あり亦は縁なきもあり、尤も棟は四方おろし、 瓦葺にて堂内の一方の正中に 小さく仏間を設け、左右を 打抜にして開なし、其用は 庚申待廿三夜待などに農民 寄集りて供養をなし、通夜 して酒宴を催す、平生は農 民の休息所とし暴雨を凌ぐ の便とす。尤も是は此地に 限らず、諸国にも有べし。

[凡例] [] : 備後地方近郊における記述

図9 古文書における吹き放し堂に関する記述

憩亭という呼称は、1804年の西備名区と1809年の福山志料の中にしかみられず、西備名区には「（水野）勝成侯を憩亭に休息せしめ」と、また福山志料の例言の中に「憩亭ハ微少ノモノナレトモ此国ノミ多クアリテ他国ニ稀ナルモノナレハソノ所ト数トヲ錄ス」としか記されていない。人が休息できる小規模な建物であることは想像できるが、その形態を示す記述はない。しかし、福山志料には沼隈郡浦崎村（尾道市）の項に憩亭の所在地として浦崎島が記載

されており、卷末に浦崎島に建つ沖の観音堂の姿が描かれた風景画が添付されている。この描かれた堂は、四本柱の四方吹き放しの瓦葺きの堂で、床はなく、内部に石造と思われる祭祀物が置かれている。

「亭」という呼称の記述は、1712年頃の和漢三才図会に「道傍の休憩所を亭」とあり、図9の東屋のような形態の絵が付記されている。さらに、和漢三才図会には守舍（たのばんや）と呼ばれる辻堂によく似た建物も記されている。なお、この和漢三才図会は、1607年に中国の明の王折（おうき）により編纂された三才図会と呼ばれる百科全書から示唆を受け、この日本版として編纂されたものである。

5. 備後地方における現存吹き放し堂の呼称と形態

以上より、吹き放し堂の本来的な形態は四方吹き放しで、かつては四つ堂と呼ばれていたものと推論できよう。そこで、現存する吹き放し堂のうち、この四方吹き放し堂の呼称や形態について検討した。

図10は、現地踏査により水野福山藩域であった福山市、沼隈町、神辺町、新市町、府中市、上下町、および広島藩域であった世羅町、三原市の備後8市町において確認できた一方以上が吹き放しの542宇の堂をもとに、各市町における呼称割合を示したものである。これをみると、藩域に関わらず地蔵堂や観音堂などの祭祀仏名や○×峠の堂のような地名を冠した呼称の比率が高いが、四つ堂という呼称も広島藩域、福山藩域の両方でみられることがわかる。

同様に吹き放し堂の形態についてみると、図11に示すように、各市町ともに四方吹き放しの堂が多くなっているが、その割合は全体で6割弱（542字中308字）にとどまり、単に一方以上吹き放しという条件では本来的な吹き放し堂ではないものが相当に含まれてしまうことが指摘される。また、呼称割合を図12よりみると、四方吹き放しの堂でも、四つ堂と呼ばれるものは15%弱で、仏教系祭祀仏が半数強を、地名などを冠した呼称が3割弱となっている。

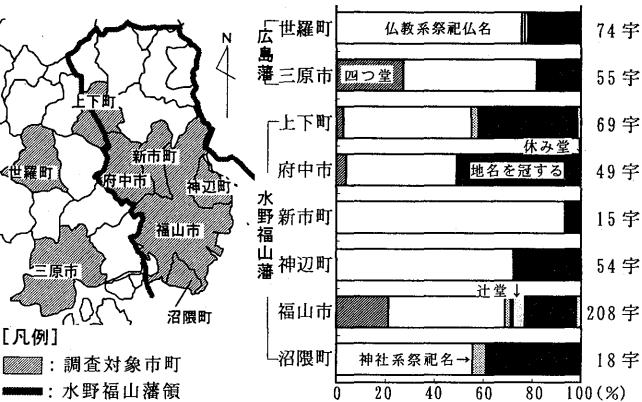


図10 調査対象と市町別吹き放し堂の呼称割合

備後地方の8市町のうち南部の福山市、沼隈町、神辺町、三原市では、写真9に示すような草葺きで四方吹き放しの堂が10字現存している。しかし、これらの堂のうち昔からの草葺きの姿を残している吹き放し堂は沼隈町の上林の堂だけで、残りの堂にはトタンが被せられている。また、小屋組としては、図13に示すように、妻方向に梁を渡し、梁上に2本の束が立てられている。これらは、備後地方の古い堂の形態を伝えていると考えられるが、いずれも祭壇が設けられ、地蔵などの祭祀仏が祀られている。

6.まとめ

以上のように、中四国地方における吹き放し堂の現存状況やその呼称に関する地理的分布特性を把握し、備後・備中地方における市町村誌や古文書などをもとに備後地方の吹き放し堂に関する史的考察を試みたが、主に次のようなことが明らかになった。

- (1) 辻堂や茶堂などの吹き放し堂が現存する地域としては、備中・備後、因幡・伯耆、伊予南部・土佐西部、周防・長門地方であり、その中でも中国地方では備後・備中地方において濃密に現存している。
- (2) 吹き放し堂の呼称は、中国地方では辻堂が一般的で、茶堂はほぼ伊予・土佐地方に集中しており、讃岐・阿波地方の四つ足堂とともに四国地方特有なもので、四つ堂は備中・備後・因幡などでよく使われ、その呼称には形態と同様に地方性がみられる。
- (3) 備後地方などの市町村誌などで使用されている辻堂という呼称は、路傍に建つ吹き放しの簡素な堂を総称したもの理解され、市町村誌の記述混乱は沼隈郡誌の誤記に端を発していることが指摘される。
- (4) 雲錦隨筆の記述には、四つ堂は四本柱で四方を吹き放したものであり、この四つ堂形式が備後地方に多い吹き放し堂の本来の姿を伝えていると考えられる。なお、憩亭という呼称は、辻堂や四つ堂の呼称に比べて時代的に新しく、他方で「亭」には休憩所という意味があることから四つ堂だけでなく東屋形式のものまで全般に含まれていると推察される。
- (5) 四方吹き放しの形態をもつ堂は、備後地方に現存する吹き放し堂の6割弱にとどまり、古い形態を伝えていると考えられる吹き放し堂には、いずれも祭壇が設けられ地蔵などの祭祀仏が祀られている。

終わりに、吹き放し堂に関するアンケート調査に理解と協力を頂いた534市町村の教育委員会の担当者、並びに備後地方の吹き放し堂に関する資料調査や現地調査に快く応じてくださった関係者の方々に深謝するとともに、本調査研究において多大な協力を頂いた福山大学大学院修了生の山崎仁志君、同学部卒業生の林孝佳君らに謝意を表する次第である。

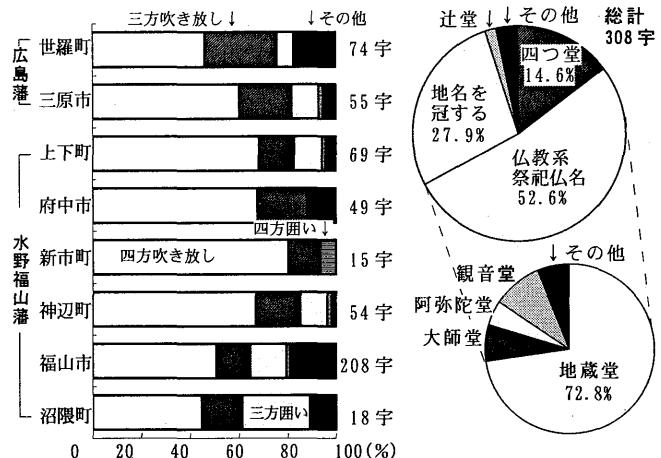


図11 吹き放し堂の市町別形態割合

図12 四方吹き放し堂の呼称割合

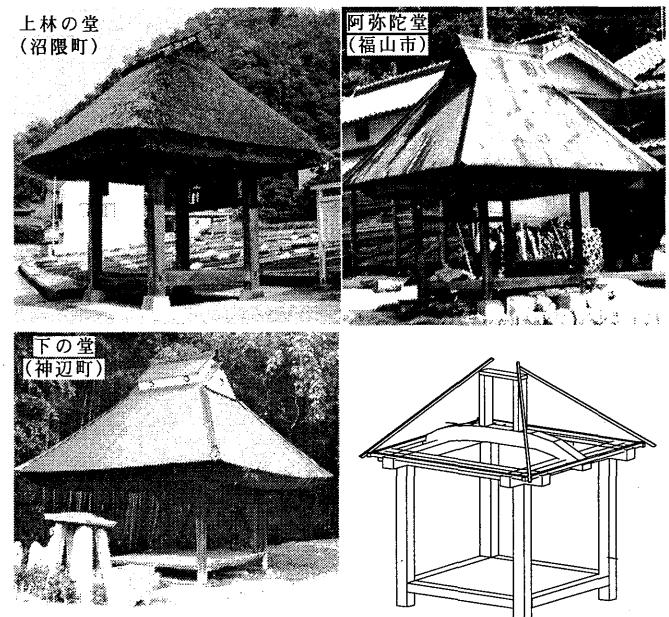


写真9 草葺き四方吹き放し堂の現存例

図13 草葺き四方吹き放し堂の構造

参考文献

- 文-1: 無漏田芳信・酒井要「沼隈における辻堂の形態的特徴性格・立地について」、日本建築学会・地域施設計画研究13、pp. 295-300、1995年7月
- 文-2: 無漏田芳信・酒井要「福山における辻堂の現存状況と再建について」、日本建築学会・地域施設計画研究14、pp. 139-144、1996年7月
- 文-3: 無漏田芳信・酒井要・安井孝規「伊予・土佐における茶堂の現存状況と形態的特徴について」、日本建築学会・地域施設計画研究14、pp. 145-150、1996年7月
- 文-4: 福山志料発行事務所編:「福山志料 上・下」、明治43年4月
- 文-5: 福山城博物館友の会編:「古文書調査記録第1集 水野勝成覚書」、昭和53年3月
- 文-6: 馬屋原重帯編:「西備名区」、文化元年
- 文-7: 西備名区は備後叢書(得能正通編)3巻の収録による
- 文-8: 日本隨筆大成編輯部編:「日本隨筆大成 第1期 第3巻」、昭和50年4月
- 文-9: 村田了阿編、井上他増補:「増補俚言集覽」、1965年11月
- 文-10: 島田勇雄他訳注:「和漢三才図会14」、平成元年11月
- 文-11: 塙保己一編:「群書類從・第18輯 日記部紀行部」、昭和7年10月
- 文-12: 藤木栄太郎校注:「御問状答書 備後福山領風俗記」、昭和40年9月